余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：令和６年２月１日から令和８年３月31日まで

（余裕期間：契約締結日の翌日から令和６年１月31日まで）

なお、低入札価格調査等により、上記の工期の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。」に変更する。

40頁１段目、１⑺に「⑱「本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。」を追加する。

41頁１段目、２⑺「なお、工場製作と現地での架設作業に配置する技術者は同一でなくてよい。」を「なお、工場製作と現地での架設作業に配置する技術者は同一でなくてよい。

本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工期の始期の前日までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。」に変更する。

入札公告（建設工事）の変更

令和５年８月16日

支出負担行為担当官

中国地方整備局長　中﨑　　剛

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34

１　掲載日

令和５年７月28日（号外政府調達第141号）

２　変更内容

⑴　44頁３段目、１⑸「工期：令和６年２月11日から令和７年10月31日まで（余裕期間：契約締結日の翌日から令和６年２月10日まで）」を「工期：令和６年２月９日から令和７年10月31日まで（余裕期間：契約締結日の翌日から令和６年２月８日まで）」に変更する。

⑵　49頁２段目、１⑸「工期：令和６年２月10日から令和７年３月31日まで（余裕期間：契約締結日の翌日から令和６年２月９日まで）」を「工期：令和６年２月９日から令和７年３月31日まで（余裕期間：契約締結日の翌日から令和６年２月８日まで）」に変更する。

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和５年８月16日

西日本高速道路株式会社　中国支社

支社長　赤松　邦康

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　34

○第14号

１　業務概要

⑴　本業務は、「設計業務（総合技術監理型）」の対象業務である。「設計業務（総合技術監理型）」とは、発注者を支援する総合技術監理業務と、総合技術監理業務により監理する複数の設計業務で構成される業務である。なお、「設計業務（総合技術監理型）」では、本業務以外の説明書に示す別の総合技術監理業務及び設計業務を後続業務とし、当該後続業務を本業務の受注者と随意契約により別途契約するものとする。

⑵　品目分類番号　42

⑶　業務名　津山高速道路事務所管内　橋梁耐震補強設計業務Ⅰ（その１）

⑷　業務箇所

自）岡山県津山市勝矢町

至）岡山県新見市高尾

⑸　業務内容　本業務は、津山高速道路事務所管内における橋梁耐震補強設計を行うものである。

⑹　履行期間　360日間

⑺　本業務は資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う電子入札対象業務である。なお、電子入札によりがたい者は、契約責任者に届出を行い、紙入札方式によることができる。

２　技術提案書の提出者に要求される資格

⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　西日本高速道路株式会社における令和５・６年度調査等競争参加資格（橋梁設計）の認定を受けている者であること。

⑶　参加表明書の提出期限の日から見積りの日までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域２」において、入札参加資格停止を受けていないこと。

⑷　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑸　参加希望者が共同企業体を構成する場合には、上記⑴から⑷に掲げる条件を満たしている有資格者により構成される共同企業体であること。

⑹　参加希望者が共同企業体を構成する場合には、工事等競争参加資格登録要領別紙15―１に定める標準特定設計共同企業体協定書（甲）による協定書案を提出しなければならない。

⑺　競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　以下のいずれかの場合に該当する資本関係

Ⅰ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

Ⅱ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

②　以下のいずれかの場合に該当する人的関係

Ⅰ）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

㈠　株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

ａ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ｂ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ｃ）会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ｄ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

㈡　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

㈢　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

㈣　組合の理事

㈤　その他業務を執行する者であって、㈠から㈣までに掲げる者に準ずる者

Ⅱ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

Ⅲ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③　以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係

Ⅰ）組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。

Ⅱ）その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

３　公募型プロポーザル方式に関する事項　公募型プロポーザル方式とは、参加希望者に本手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）を提出させることにより、参加希望者に係る技術的適性の審査を行って技術提案を行わせる者を選定し、次いで、選定された者に特定テーマに係る技術提案を記載した書類（以下「技術提案書」という。）を提出させ、当該技術提案を評価し、会社にとって最も有利な提案を行った者を見積者として特定する手続である。